

防災対策条例調査特別委員会

(平成29年11月14日)

○ 小林博次委員長

おはようございます。

それでは、第7回の防災対策条例調査特別委員会、始めさせていただきます。

資料が6点、それから、きょうは、午前11時にJアラート、全国一斉情報伝達訓練、これがありますから、Jアラートが鳴ると、何、机の下へ隠れるの。これでいいの。鳴るということだけな。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

というのがあるということで、ペーパーをお配りしてあります。

それから、10時半ごろですか、報道機関が学生を3人ぐらい傍聴に入れるということで連絡がありました。まだ入っていませんが、来たらまた。来ても、もうそのままにしておきます。よろしく。

それでは、始めたいと思います。

本日は、この前、行政視察に行って、その感想、これを少し取り上げたいと思います。それから、2番目に条例骨子素案、3番目に条文素案の検討、前回ここで修正の意見をいただいた、それをお出しする。それから、4点目に新条文素案の検討、それから、5番目に条文素案の検討に向けた調査研究、これ、次回のやつですが、こんな順序で行きたいと思います。

それでは、1点目の10月30日から11月1日の益城町、熊本市、岡山県、この視察を振り返って感じたことがあれば少し意見交換をさせていただいて、それを記録にとどめていきたいと思います。

そのとき、資料請求されていますが、まだ届いていないということで、届き次第、タブレットで送信させていただくと、こんなことでよろしく願いいたします。

益城町、熊本市ともにそうだったんですが、救援物資がなかなか避難所に届かなかったと、こういうことがあったわけで、それが特に我々も気になっておったんですが、プロを活用してスムーズに届けたという、そんな話がありました。

○ 伊藤嗣也委員

先ほど委員長のおっしゃるように、私も、たくさんのトラックが渋滞になって、何時間もトラックは待って、到着をしたら今度は人力で。トラックに載っておるのはパレットの状態で載せてくるけれども、人力で下ろして、何が何か、とにかく下ろすのだけで精いっぱいであったと。それで、ごちゃまぜになって山積みになっておったのでは、それを今度、被災者に配ることが難しい。プロの運送会社に依頼をしてお願いをして、フォークリフトを持ってきてもらって、プロとしての仕分けをしていただいてスムーズになったという、これは、四日市として今の段階からぜひご検討いただきたいと思うんですが、検討しておればいいんですが、その辺、委員長、ちょっと聞きたいところなんですが。

○ 小林博次委員長

ちょっと意見交換してから。

○ 伊藤嗣也委員

はい、お願いします。

○ 小林博次委員長

後ほど、答弁いただきますから。

○ 樋口博己委員

熊本市のほうで説明があった罹災証明書が、イメージとしては、阪神・淡路大震災を受けて西宮市が開発した被災者支援システムが導入されていたので順調に行くのかなと思っていたんですけども、結構意外と2週間ぐらいかかって、本来なら二、三日以内に発行すべきだと。その辺で、県と市といろんな全国のシステムの違いがあるので、統一の要望をしてるという話があったんですが、ちょっとその辺のところも確認しながら、あれでしたら、四日市からも統一を要望していけたらなと思いました。

○ 村山繁生委員

熊本市と益城町に共通して感じたことは、熊本県のほうが今までは比較的穏やかなとい

うか余り災害がなかったということで、避難訓練というのを余りしていなかったと思うんですね。避難所の運営が全くできなかったという、全部行政任せで、自分たちで大人も子供も何もできなかったというようなこと、非常に私、印象に残りました。だから、いかに自主運営を平静から日常からきちっと本当に徹底して自主運営のやり方を訓練していくのかということも非常に大切だなというふうなことも感じました。

○ 平野貴之委員

まず、伊藤委員がおっしゃった物資の仕分けについては、市でももう既にフォークリフト、南部拠点防災倉庫に持っているということで、それ、熊本市の職員の人としゃべっていたら、もう持っているんですね、すごいですね、四日市市さんはということを書いていたんですが、ただ、あれ、何か積載容量が0.9 tか何かそのくらいだったんですね、たしか。何か小さいなというイメージがあって、やはり一番重いのが水ということで、水をパレットで持ったときに、それでいけるのかどうか、役に立つのかなというのをちょっと思ったのと、あと、でもやっぱり力になるのは、先ほど伊藤委員がおっしゃった物流会社のプロの手による仕分けやと思うので、熊本市なんかが、そういったプロが駆けつけてくれたのが3日後ぐらいということで、かなりその間あっふあっふであったということなので、すぐに即日で駆けつけてくれるような物流会社との協定というのが必要なのかなと思いました。

あと、熊本市で条例づくりとか今準備段階、準備しているのが、業務継続計画というのを、今、織り込んでいるということで、やっぱり四日市にもそういったものを考慮していく必要があるのかなと感じました。

以上です。

○ 森 康哲委員

私も平野委員と同じ意見で、受援計画、しっかりいろんな事業所と結んで、協定を結んで、何重にもセーフティネットをかけておくべきやなと感じました。

一つ心配なのは、道路がずたずたに破壊された状態だと輸送もなかなかままならんような状態になるので、その辺をどういうふうに切り抜けるか、それも考えておくべきなんじゃないかなと思います。

それと、益城町でマンホールトイレや貯留管、これを避難所に常設することによって、

四日市における指定避難所への水の配送は、たしか上下水道局が担うことになっていると思うんですけども、それも同じように、道路が正常であれば計画どおり運べると思うんですけども、そうじゃないのを想定すると、やはり貯留管というのは有効になるのかなと。一基650万円程度なので、益城町の場合は、各小中学校、指定避難所に全部設置するというふうに…。

(発言する者あり)

○ 森 康哲委員

熊本市か。熊本市がそういう避難所に、全部、被災後に設置するというのを決定したと。それまでも設置して有効だったというのが確認されたというのでそういうふうにされたというのがあるので、やはり、経験に基づいた有効策として取り入れたらどうかなと感じました。

以上です。

○ 樋口博己委員

もう一点、いいですか。

益城町の震災後の復興の時点で議会のほうが二分化されて、非常に微妙なところで補正予算も通ったりしておったんですけども、それはいろんな議会の状況もあるんですが、災害発災時において、なかなか条例の中にもいろんな事業所であるとか行政の役割の位置づけもあるんですけども、議会の役割とか位置づけも要るんじゃないかなと思っていまして、基本的には議長中心に市の情報収集を議会としてもしながら行政に協議するというイメージがあるんですが、議員それぞれがそれぞれの情報を行政側に伝えることで、かえっていろんなことが錯綜するんじゃないかなというようにも思いましたので、少し条例の中でもそんなことも必要じゃないかなと感じました。

○ 小林博次委員長

とりあえず、一旦ここでそれぞれご答弁いただきたいなと思いますが。

○ 山下危機管理監

まず、最初、質問いただきました受援計画の件でございますが、これにつきましては、三重県、3箇所ぐらい広域協定を持っていますが、今、ちょうど三重県のほうが、そこからどういうふうに運ぶ、市町にどうやって運ぶかという研究をしております。

その中で、やはり運ぶためにはトラックとか輸送、運輸業者さんをお願いをせないかんということで、やはり順番から行きますと、大手の運輸業者さんは、県、国のやつを運ぶと。それで、そこから市町へ来たときに、市町ではどの業者さんがそこから運べるようになるかというのは、今、その県の動向を見きわめて、それによって市町が使えるところとこのを見きわめた中で、先ほどもおっしゃって見えましたが、そこでの仕分けをしてもらえるのかとか、あと、運んでもらえるのかというのは決めてまいりたいと。県のほうは、今年度中には受援計画を完成させていくと言っていますので、それと並行して、うちもその状況を見ながら考えていきたいなというふうに思っていますので、そういう形で持っていきたいと今のところは思っております。

次に、被災者の支援システムですが、これにつきましては、今、いろいろ、前、大きな支援システムというのはありましたけれども、国がつくっておりますが、各市町が全てそれに入っているということではございませんし、四日市市もこの支援システムについてはどのようにしていくか。個人情報関係もあるので、その辺は、もう少し研究をしたいなということに思っておりますが、ただ、益城町なんかで罹災証明書が出しにくかったということがございますので、この辺はどういった出し方をすればスムーズに行くかというのは、その関係部局と十分詰めたというふうに思っております。

それと、次に避難所運営でございますが、これにつきましては、後ほどまた自主防災隊の関係も含めてご説明をさせていただきますが、四日市市の場合は、各地区において運営マニュアルとか作成いただいて実際に訓練もしていただいておりますので、その指定避難所でのそういったことについてはかなり地域でもお願いできる部分があるのかなというふうに思いますが、それで全てではございませんので、その辺につきましては、市のほうもその状況を見ながら、どんな支援をしていくべきかどうかなというのを今後詰めていきたいというふうに思っております。

それと、マンホールトイレとBCPでございますが、四日市市においても、業務継続計画につきましては――平成23年ですかね――作成をしたところがございますので、これからもう5年ぐらいたっておりますので、これをもう一度整理をして今に合ったような形にはしていきたいというふうに思っているところでございます。

それと、マンホールトイレでございますが、これにつきましては、伊藤委員、村山委員にもご質問いただきましたとおり、各小中学校について、今、また予算なんかもお願いせないかと思っておりますが、そういったのを早急にどこにどういったものをつけていくかというのは精査をしていきたいというふうに思っております。

最後の議会の役割につきましては、きょう、お手元に骨子素案がございますが、その中で、議会の役割ということでまたご議論いただければなというふうに思っています。

以上でございます。

○ 蒔田危機管理室長

危機管理室長、蒔田でございます。危機管理監の部分で、少しだけ補足をさせていただきます。

特に、最初にご質問をいただきました物資の部分につきましては、現在私どもで安島の防災倉庫と南部の防災倉庫、それと、この年度の末になりますけれども、四日市東インターで現在進めております北部の拠点防災倉庫が、一応これで三つ完成することになります。したがって、この話そのものは国のプッシュ型の支援をどうやって受け入れて、どうやって住民の皆さんに配送するかということになっておりますので、今現在、私どもの倉庫の中には備蓄品がございます。したがって、この約3日ぐらいというので言われておりますので、3日までにうちの倉庫をとりあえず空にしないといけないと言うと変ですけど、とりあえず緊急にお出しをしないかというのがちょっとありますので、議論の中では3日ぐらいの国からの物資をどうやって県を通じて受け入れるかということになりますけれども、私どもとしますと、各地区市民センターを中心に必要なところに物を配送していこうというのも、もう少し、一日二日前の話になってきますけれども、発災後直ちにそのあたりも検討が必要かなというので、県の動きと合わせて現在検討しております。

それと、避難所の運営のほうの部分につきましては、後ほどまた資料でご説明させていただきますけれども、ほとんどの地区で避難所の運営の訓練等が行われておりますので、このあたりにつきましては、今後ますます推し進めてまいりたいと思っております。

それと、あと、協定のほうも少しご質問を頂戴しました。

協定につきましても、幾つか結んではおりますけれども、それが実際に発動できるかという、そういう連絡網の確認等も含めて、現在見直しも進めております。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

という返事をいただきましたが、いずれにしましても、きょう出てきたような話題は、新年度予算とのかかわりが出てくるものもあるかと思うので、正副委員長のほうでちょっとたたき台をつくって、また、次回お示ししていきたいなと思います。

きょうの議論の中でも幾つか触れる点が出てくるので、また掘り下げていただきたいなと、こう思っています。

ただ、事前の執行部との打ち合わせのときもあれなんですけど、例えば、トイレは、従来四日市は簡易式を使うということで、それで十分行けるというふうに前回までの特別委員会ではそういう答弁をいただいているわけです。だけど、実際問題、避難所ってそれだけで違うので。だから、かなり広い範囲の避難所が出てくるので、それに対応することを常日ごろ考えて手だてを立てておかんと、マンホールに直結しようにも物がなかったというんじゃ話にならんわけね。つけたら囲いがなかったというのも、これまただめなわけで。だから、それは避難訓練の中のやっぱりきちっと確認していく。どれぐらいの数量を持っているかというその大枠を我々に示してもらって、そんなことが必要になってくるんじゃないのかなと、こんなふうにも思います。

それから、従来の話の中で、行政視察との関連でいくと、例えば四日市の場合ですと、各地区市民センターが防災拠点になると。地震のとき、そこが地域の司令部になりますよと。避難物資は、四日市の防災拠点倉庫にある支援物資をセンターに直送すると、こういう話なんです。

だけど、よう考えてみたら、最初から防災拠点になる地区市民センターにそういう施設をつくって対応しておけば慌てて運ぶことはないわけで、だから、そういうあたり、やっぱりきちっと、慌てて地震が起こってから運ぶということをやらずに、日ごろからそこに物を入れて地域の人が管理しておくと、いざというときも楽やと思うんやわね。表から来たやつをどうするのという話を各地区市民センターに届けるという手だてと、それから、地区市民センターから今度は地域住民、ボランティアが、さまざまな避難所に手配りする、こんなような段取りが一番大事かと思うんやわね。だから、その辺、また訓練を通したりできちっと対応しておいてほしいんやわ。第一、生活用水が全く足りない。それをどうするのか。各小学校にはプールがあるわけね。そうすると、その水をどう生活用水として使

うのということもあるし、それから、各学校、避難所になる学校に、地区市民センターも含めて井戸が掘っていないとまずいと思うんやね。それから、電気が来なかったって、ソーラーシステムぐらいがないとまずい。だから、もうちょっときめの細かさが要ると違うかなと、こんなふうに思っているんやけど、そんなところなんかも追加しておいていただくありがたいと、こう思っています。

一番困るのは、恐らく、四日市は産業都市ですから、ふだんでも東名阪、新名神、これはもう大渋滞しているわけで、そうすると、いざというとき本当にスムーズに通れるのかと、通れやんと思うんやわね。そうすると、緩速車道、救急車が通ったりする高速道路、これなんかもうちょっときちっと広目に整備してもらって、そこを通行できるようにしておいてもらうとか、それから、側道を全部つけてもらう、こういうようなことをすると、そうすると、我々がどこか移動するにも、大きな道路は全部緊急輸送道路に指定されると使えないわけで、我々が移動するときに側道を使って移動する。車が邪魔なら少し横へどけさせてもらう、レッカー車か何かで。そういうやり方をしないと、いざというとき全く役に立たん。

それから、四日市の東南海地震のときは、液状化で車は道路がでこぼこになって通れなかったという報告が来ているわけ。だから、どのあたりが液状化して通れなかったのか、それ、古い資料から調べていただいて、ここへもまた資料提出をお願いしたいと思います。そのあたりの対応策をきちっとしておく。そのときに、海軍道路は全く液状化してなかったというふうに思うておるんやけど、だから、道路の構造が1mちょっとぐらい下までは粘土層の土と砂利を入れて固めた道路で、思い切りつるはしを打ち込んでも2cmも刺さらない。こんな固い道路構造になって、これは液状化していないと、ということであるとすると、側道の何割かはそんな作り方をしておく必要があるのと違うかなというふうに思うわけね。だから、液状化、過去にどの程度しているのかというのを調べて、そこを通れるのかという、そういうシミュレーションをしていただいて対策を立ててもらって、そんなことが要るのかなと、こんなふうに思っています。

勝手にしゃべりましたが、感想に加えて、四日市ならどうするのということを踏まえて、たたき台、この次出させてもらって、それをできるだけ近い予算措置が何ぼかできるような、そういうことで対応したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、途中で、こういうこともあったなということがあれば、また議論の途中でも結構ですから出してください。

それでは、この問題についてはその程度にとどめて次に移っていきたいと思います。

2点目は、条例骨子素案。これで大きな条例の骨組みを固めておきたいと思うんですが、2番目、（仮称）四日市市防災対策条例、これは仮称です。それで、条例骨子素案の、前回条文素案の修正をしたものがありますから、ここでは緊急輸送の確保と津波対策、これについて話題にさせていただきたいと思います。

事務局から説明させます。

○ 一海議会事務局主幹

議会事務局の一海でございます。

まず、事項書（1）のほう、条例骨子素案についてということで、お手元、A3横で紙の資料を1枚ご用意、配付させていただいております。左上に大きく（仮称）四日市市防災対策条例（骨子素案）と記載されております資料でございます。

○ 小林博次委員長

一番上にあるやつね。

○ 一海議会事務局主幹

一番上でございます。

これまでの委員会におけますご議論の中で、条例の大きな枠組みでありますとか方向性についてご議論、ご確認をいただいております内容に沿って本日条例の骨子素案を正副委員長のほうでご準備いただきましたので、私のほうからご説明のほう、させていただきます。

条例の章立てを想定した形で、左上から前文、その右側に総則、下段左側から順に災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策と分けて、右下にその他の規定として、補則というような構成をしていただいております。

（1）から（35）までは、条例における規定の見出しを想定した記載でございます。なお、着色しております三つの規定、（10）津波対策、（11）公共土木施設の耐震化等、（27）緊急輸送の確保につきましては、前回の委員会で条文素案についてご協議いただいた項目でございます。

また、規定名に下線が引かれております（13）既存建築物の耐震化の推進、（15）先進

技術等の導入及び活用、につきましては、この骨子素案のご議論の後に、本日条文の素案をご協議いただく予定でございます。

それでは、まず、左上、前文をご覧ください。

前文に盛り込んでいく規定、内容といたしまして、一番上の丸ですけれども、本市や国内でこれまでに発生した大災害、条例制定に至った理由と条例制定の必要性、安全で安心な市民生活の実現に向けた施策を実施するための条例であること、条例制定によって今後の防災対策をより一層進めることと記載していただいております。今後、具体的にどのような前文としていくのかにつきましては、今後の委員会でのご議論の中でご検討いただくことになるかと存じます。

次に、右側、総則のほうをご覧ください。

(1) 目的といたしまして、一番上、災害に強く災害対応力にすぐれたまちづくりの実現とし、目的を実現するための条例の三つの大きな柱を、その下にある想定外をつくらない事前対策・準備の具体化・充実、二つ目に、被害を最小化（減災）するための実効性のある対策の推進、三つ目に、本市の特色、実情にあった対策の推進としていただいております。

これまでの当委員会でのご議論でありますとか市長への政策提言の内容も踏まえまして、本条例で目指す大きな柱ということでお示しいただいております。

この総則では、そのほか、(2) 定義といたしまして、前回ご議論もありました災害でありますとか防災関係機関、市民等などの用語の定義規定を置くものでございます。

また、そのほか、右側、(3) 条例の基本理念、それから(4) から(7) までは、市、市民、事業者、それから議会のそれぞれの責務や役割に関する規定、(8) では、本条例の内容を地域防災計画へ反映させることに関する規定を置いていただいております。

これらの総則規定を踏まえまして、防災、減災を推進する具体的な施策の根拠となる規定につきましては下段のほうにお示しいただいております。

一番左側、災害予防対策でございます。条例の柱にもありましたように、平常時から事前対策が大変重要とのことで、何よりもまず命を守り、発災時に被害を限りなく最小限に食い止めるための規定、この予防対策に関する規定を厚く設けていただいております。このうち、点線括弧書きの内側の規定は、市長への政策提言の内容を実現するための後押しをするような規定でございまして、規定名右側に提言のナンバー何番というように関係する提言の番号を記載しております。左上から、(9) 情報の収集及び伝達、それから、

(10) 津波対策、(11) 公共土木施設の耐震化等、(12) 活断層直上付近の建築規制、(13) 既存建築物の耐震化の推進、(14) 防災訓練等の実施、(15) 先進技術等の導入及び活用、(16) 協定の締結、(17) 物資の確保及び供給の計画策定、(18) 自主防災活動の推進、との規定をそれぞれ設けようとするものでございます。

各規定の内容をそれぞれ下に記載してございますもので、ご覧いただければと存じます。

この災害予防対策のうち点線の括弧の外につきましては、市長への政策提言以外の規定でありまして、左下ですけれども、(19) 防災に関する知識の普及等、(20) 要配慮者への支援、(21) 避難対策、(22) 避難所の整備等、(23) ボランティア活動の推進、(24) 豪雨等の浸水対策、(25) 業務継続計画、(26) 石油コンビナートの防災対策の規定、をそれぞれ設けようとするものでございます。

なお、米印の規定は、これまでの委員会の中で委員の皆様からご提案いただいた内容に係る規定のうち、提言以外のものにつきまして今後ご議論いただくものとして印をつけております。

次に、右側には、早期に力強く復旧・復興に向けて立ち上がるための規定として、大きく災害応急対策、災害復旧・復興対策と分けて記載いただいております。

応急対策においては政策提言に関する規定で、これは前回ご議論いただきました(27) 緊急輸送の確保、そのほか、(28) 応急体制の確立、(29) 避難所の開設等、(30) 医療救護体制の確立、(31) 帰宅困難者への支援、の規定を設けようとしていただくものでございます。

また、右側、復旧・復興対策においては、(32) 復旧・復興対策、(33) 復興対策の確立という形のものでございます。

最後に補則といたしまして、(34) で規則等への委任に関するような委任規定、(35) で、制定後の条例の見直しに関する規定を設けようとするような内容としていただいております。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、意見交換に入りたいと思います。

前文なんかは、ここで4点だけ柱を出ささせていただきました。1点目は、四日市、日本

中のことも少しここで触れて、したがって条例であらかじめ対応しておくことが大事ですよという、そういう文章の流れにしたいと思うんです。

この前、名古屋大学へ視察したときに、天正地震で四日市が全滅したという話がありました。資料を調べたとき、ちょっとよくわかりませんから、名古屋大学にその辺の資料は何か出してほしいと、こういう要請をしました。

それから、宝永4年11月25日に富士山の噴火と安政東海地震、およそ300年前。これは資料がありましたから、こういうのはそのまま載せる。

それから、昭和19年の東南海地震、それ以外にも阪神・淡路大震災とかいろいろありますから、国内の状況とか四日市で起きた地震の状況、これについて少し触れていく、そんなことで取り上げておきたいと思っています。

ですから、この前文はたたき台、全文完成品を出してもらおうとちょっとやりにくいと思うんですけど、気になる点、こういうところは入れておきなさいよということがあれば、あらかじめ出していただくと、全部入るかどうかわかりませんが反映させるように努力していく、こういうことでやっていきたいと思うので、よろしく願いしたいと思います。

そういうのがあって、正副委員長のほうでたたき台をまた後ほど出させていただくと、そんなことで論議を深めさせてもらったらどうかなと、こんなふうに思っている。

きょうは、こんなこと、いや、ここへもうちょっと柱で入れたほうがということがあれば出していただいて、ここの四つの柱に沿って文章をまとめていくということであれば、そういうまとめ方にさせていただきます。

とりあえず、この四つの柱に沿って、もし意見があればということと、それから、後ほど、後ほどというのは次回以降できるだけ早い機会にこの前文案だけは示しておきたいなと、こんなふうに思っていますので。そうして、数回議論をして完成させる。

そんなことでよろしいですかね。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、そんなふうな段取りにさせていただきます。

それから、その次に総則のほうですが、目的から(8)の地域防災計画への反映、ここまで、基本的な考え方としてはこの八つぐらいに集約できるのかなと、こんなふうに思っ

ています。ほかの市町の条例を見ても、この中に大体入るのかなと、こんなふうに思っています。

私どもは後口ですから、よそよりはきちっとしたいということで、目的の1の想定外をつくらないと。だから、事前準備をきちっとやりますよというの、これは、ほかの市になり特徴になるのかなと、こんなふうに思っています。ですから、この目的の丸が三つ打つてあります、この辺のところをかなりよそと違うということで浮かび上がらせておきたいなど、こんなことです。

皆さん方からも、日ごろ絶えずいろんな意見をいただいていますから、この中にその都度反映させて論議を深めていただきたいと、こんなふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、一括して全部出しましたが、質問とか何かがあればしていただき、意見があれば出していただき、後の項で意見も質問もするよということであれば次に進めさせていただきたいと思ひますが。

○ 加納康樹委員

済みません、今、総則のところというところで一つだけ確認をしたいんですけど、今、委員長もおっしゃっていただきましたが、目的の丸の一番最初の想定外をつくらぬ事前対策云々というところはすばらしい文言だと思うし、ぜひそうなればと思うのですが、これを理事者側にいろんな施策を求めるとするんであると、理事者のほうとしては相当プレッシャー、重い条項かと思うんですが、その辺はすり合えるものなのかというところだけ。

○ 小林博次委員長

抵抗のないところやと思ひますけど。

○ 山下危機管理監

このことにつきましては、前もちょっと申し上げましたけれども、実際の事業の中身ですよね。どういった事業を具体的に盛り込めという話になるのかということにつきましては、当然、庁内調整をとらせていただき、それが本当にできるものなのか、なかなか厳しいものなのかという十分精査を、この部分の事業名になりますと、その辺は、ちょっとお時間をいただき取らせてもらわないかのかなというふうには思っています。ですか

ら、全部入れやんとかそういう話ではないんですが、やっぱり本当にこれを入れて本当にできるようなものなのかどうかという精査は、庁内で十分議論はさせてほしいということでございます。

○ 加納康樹委員

庁内で議論をする余地があるというのであれば、ぜひ期待したいと思います。

○ 早川新平委員

これ、本当に目的というのは、想定外をつくらないという、これ、僕はもうすばらしいことやと思っています。これは、言葉だけではなしに、先ほど委員長がおっしゃったように、四日市の救援体制が防災倉庫から搬送するのか、これを中心でいくのであれば、これが確実に行われる道路整備とか、それはやっていかないかと思う。

ただ、ここで想定外ということが出てくる可能性が高い。そして、地区市民センター中心でと行くのであれば、委員長がおっしゃるとおり、地区市民センターにその地域の人数分のやつを確保すれば一つの不安材料が消えていくわけですわ。だから、もとを、例えば、南部とか北部分署のところから行くという、これを転換せんことには、その地区市民センターを中心ということであれば、できない。だから、そのところ、想定外が、いや、ここから配送する予定やったんですわ。でも、道路が悪かった、だからできなかったというのは、これ、想定外ということなんで、それをやっぱり、今こういう平常時に基本はどこへ持っていくんやということを考えないと非常に難しいと思う。

例えば、我々も今こういう条例をつくろうという形で議論をさせてもらっているんだけど、地区市民センター、拠点があって、そこから配送しますよという。なるほど、いいことやなと思うけれども、現実には、じゃ、地区市民センター中心で避難所もやって、そこへ配っていくということになると、輸送方法の確保ができないとか、そこを一つ変えないかと思うし、きちっとそのところで、今、加納委員がおっしゃったように、これが実現可能なのかと言うたら、方向転換をせんならんと思うんですわ。だけど、それは、行き着くところは、方向転換をよしんばできたとしても、市民の命を守るという形の大命題があるのであれば、これを私は許されると。今あったものを壊せとは言わない。ただ、そういう形、例えば安島であれば帰宅困難者用のところで行けるという形でやっていく。それが今、こういう平常時でやっていかなあかんというのが、ここを、やっぱり、いや、うち

らはもう地区市民センターにつけて、そこから配送なんですわという、ここが変わると、センターなんて物資を確保しておけよということができなくなってくるので、そこを考えたもらわないかんと、もう一点、よろしい。

緊急貯水槽って、公園の下に結構ありますやんか。あれは、あそこが水に侵されないという前提で入っておるわけや。だから、そののところ、例えば、じゃ、地区市民センターへ置くのであれば、コンテナでも20フィードのものを2台置いて、じゃ、ここ浸水地域のところやったら、少し嵩上げて初めから置いておくとか、そういう、置いた、これで安全やということではなしに。

それから、もし緊急貯水槽が機能するのであれば、その地域はその水を使えばいいので、だから、そういったところ。10年ぐらい前に、緊急貯水槽をやったら、専門家が来て、水が実際出るのに1時間以上かかっておるのやわな、訓練のときにな。だから、じゃ、初めからすぐ出るようにって、あれ、下までバルブのところまでジョイントでもぐっていかないかんって、そんなん誰もできへんの。そういったところの、今あるものを利用できる、せっかくつくってもらったんだから、そういうところを機能できるようにという、想定外をつくらないって、僕は、この文言、この三つとも、目的というのは、もうすばらしいものやなど。だから、想定外が起こらないようには、平常時にやっぱり我々はやっていかないかんと思う。それが、中心になってくれるのが、現在やと山下危機管理監、中心になって防災対策は、やっぱり進めていくべきやと私は思っています。

どうなんですか。

○ 山下危機管理監

前、森委員にもお話しをいただきましたけれども、ご指摘いただいたように、当然、その拠点から、そこから地区市民センターへ持っていくルートというものについては、やはり、その道路啓開も優先的にしなくていけませんし、液状化が起こっておって運べやんというようなことにならないように、優先的に、今これは道路部局との連携の中で優先的な整備というものも今後検討していかないかんというのは十分思っておりますし、今、指定避難所118カ所がございまして、その中でも、実際は備蓄品というのはその中にありますので、そんなに長くはもちませんが、一定期間はそこから持っていけるのかなというのは一つございまして、そして、今、倉庫にございましてものについても、次の国からのプッシュによる物資が来る前にそこをあけて、それは地区市民センターへ持って行って必要なと

ころに配布すると、そのようなことを考えておりますので、それが実際起こったときに、
どういう地区で、どういうことになるかというのは想定というのはなかなか厳しいかもわ
かりませんが、できる限りの地域でそれができるような。ですから、私どもとしては、地
区市民センターまでは何とか持っていけるような最善の策はとらないかんといいうふうに思
っています。

それ以降については、その状況によって地域の方をお願いしてその場所まで取りに来
てもらったりする必要があるのかなというふうに思っています。

それと、水の問題でございますが、防災井戸、20m以内のところは、今掘っております。
今、50m以上あるところについては、手動では上がってこないものですから、もうそいう
場所については、プールの水を生活排水、飲みものではなくて、生活排水として使うと
いうことで…。

(発言する者あり)

○ 山下危機管理監

生活用水ですね、済みません。用水で使うということで整備を始めておるところでござ
いまして、今年度も数校の小学校に整備したいというふうに思っているところではございま
す。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

よろしい。

○ 早川新平委員

はい。

○ 伊藤嗣也委員

済みません。ちょっと委員長、この三つの丸、すばらしくつくっていただいたこと、ま
ず感謝申し上げたいと思うんですが、これを今度進めていく、議論していくと、今の三つ
の部だけではちょっと心もとない部分がある。議論ができないわけではなく、少し踏み込

んだ参考意見となってくると、ちょっともう少し部署、その辺は委員長、いかがなものなんでしょう。

○ 小林博次委員長

議論の過程で必要なところは、また次回、その部を呼ばせていただく、そんな処置で行きたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員

よろしくをお願いします。

○ 小林博次委員長

今の、この想定外をつくらないということの中に、例えば、今、小学校で水道水を飲めやんところがいっぱいあるわけね、四日市は。飲めない。だから、水筒を持っていつているのが現実なんやけど、やっぱりきちっと井戸を掘って、日常的に安全な水が飲めるような、そんな条件は整備しておく必要があると思っておるんやわ。知らない。上にタンクを積んでいる学校は、これ、そのまま水道水、生水飲めませんから。要するに、水筒を持っでいかせているわけやけど。おいしい水を飲ますというのが四日市やのに、全然違うわけね。だから、実態は、やっぱりきちっと点検してもらって、地震のときに本当に井戸水要らへんのと。例えば、水洗便所をつけたって、バケツで水を持っていつてやるのかと。そんなの、あらかじめ井戸水が掘ってあれば対応できるわけやね。だから、防災拠点になるという地区市民センターについては、あらかじめさまざまなことを想定して対応する。

それから、みんなが一遍に今、想定される避難所へは入れやへんわけですやん。だから、入れやんことを前提につくっているから想定外の固まりになるわけね、これは。だけど、もう死んでもいいでいきたいとか、もううちは鉄筋コンクリートでつくってあるから避難する必要がないんだとか、いや、さまざまな条件があるので、そういうものは、地域的にどれぐらいの人がどこへ逃げるんやというのは訓練の中でやっぱりきちっと浮かび上がらせてやっでいかんと、机上のプランを何年議論したってうまく行かんから。そういうことを実践訓練する。消火器でぷっと火を消す、こんなことばかりやっでも意味がない。それもそれなりの意味はあるんやけど、だから、もう少し実践的な、行ったら、ペットボトルのお茶が用意してあるという避難訓練は、できるだけ避けていただいて、できるだけ

実践に近いような訓練にしていってもらおう。そうすると、いざというときのシミュレーションが、もうそこででき上がる。ですから、想定外ってかなり少なくなると思うね。だから、小学校の井戸とか、それから、それを動かすためのソーラー、もしくは小型風力発電、こういうものはそんな高い金と違うので。いやいや、笑っておるけど装備できる。井戸水も、掘り抜きにすれば絶えず出てくるわけで。だから、そういうことをやっぱりきちっとやっておかんと、実際に、便器くっつけたが水がないから流れやんとか、それなら、いっそ簡易式のトイレ、かなりの量を配置するかという四日市の対応に変わる。だから、両方とも要ると思うけど。避難所生活の中でも、病気の方だとかさまざまな問題を抱えた人がおみえになるから、そういう人がみんなと一緒に雑魚寝というわけには行きませんから、そういう対応が考えてあるのかというと、いや、考えていないわけね。だから、そういうものをあらかじめきちっとさせておく。それでも、なおかつ不足する部分が出るんやけど、それは、もう避難所運営の中で解消してもらおうようなことにつながっていくんかなと、こんなふうに思うんで。できるだけ、今、それぞれに避難所に救援物資が入っていますが、絶対量が足りないんで、そのあたりは、その地域の人数もあるし、もう少し現実味、現実的な対策。いざ発災してから一々そこへ、地区市民センターに品物持っていかないかんわということと違って、もう第一次的には、そこにあるものでとりあえず間に合うという体制をとる。3日ぐらいしたら運べるという体制がとれる、こんなことを考えておく必要があるのと違うかなと。だから、全体の見直しがこの言葉のもとでは必要になると思いますが、そういう体制をつくっていくことが実は避難訓練であるし、そういう対策をつくっていくことは減災につながっていくという行動につながる。そういうことで、かなりつらい厳しい言葉ですけれども、想定外をつくらないというのを柱の一つに据えておく、こんなことで考えたわけです。

○ 樋口博己委員

この目的のこの三つの項目、非常に大事な点を上げていただいたと思います。その想定外というところでご意見が出たかと思うんですけれども、想定外をつくるにしても、まずは、ここまで目指すとか、その目指す目標をつくって、そこに達成して、さらに高い目標を持っていくというようなことが大事だと思っていまして、そういう面では、ちょっと飛ぶかもわかりませんが、最後の見直しというところで、定期的に条例の文言を見直すんでしょうけれども、見直すとともに、想定外をつくらない事前の対応の進捗ぐあい、まずは

どこを目指して、どこまで達成できたのかというようなところも少しこの条例文の中で盛り込むのがいいのかどうか分かりませんが、そういうエキスもしっかりと確認しながら想定外を目指していくというようなことが大事なのではないかなと思います。

○ 小林博次委員長

進捗状況を報告する、これ、大事なことで、当然入れておきたいなとは思っています。

4年ごとぐらいの見直し規定にするのかなと。そうすると、議会の責務もありますから、そういうあたりで見直しチェックする、こういう作業がここに織り込まれるというふうに思っているんです。

一遍に100点を取るということはできやんと思うので、ただ、想定外をつくらないために行政側がやっぱり努力目標をつくってもら。もしくは、議会側も、これぐらいはやっぱりしてよというやつを、住民の意見を聞いて提案させてもらって、すり合わせをしていく。それを4年ごとに点検していくという、そういう感じで思っています。

それを実際にやってもらうには、危機管理監は、部長級でなくて副市長級にしてもらいたいんやけど。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

でない、本腰入らへんもん。前もええところまで行っておったと思うんやけど、どこかで戻って行ってしもうたでしょう。

前の危機管理監に、津波高は何mって聞いたら、しばらく考えてわかりませんという答弁やったから、わからんようなのが危機管理監には無理やでと。だから、全体をわかって、なおかつ、できやんことが出てくるので。そういう努力をやっぱりプロとして、命のかかったプロとして、やっぱりきちっとやってもらう。

じゃ、ほかにご意見あれば、出してください。

○ 藤田真信委員

済みません。細かい点でもよろしいですかね。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 藤田真信委員

いずれにしても、3番以降ですね、市の責務であるとか、市民の役割、事業者の役割、議会の責務、先ほど樋口委員のお話にもありましたけれども、細かい話なんですけれども、やっぱりこの防災を考えたときに、もういつも言われることが自助の部分が非常にウェイトを占めるということで、市民の皆さんにも、やはりこの基本条例の制定をきっかけにして、しっかりと防災意識を認識していただくということが非常に重要なことだと思っていて、この市民の役割というような形で5番のほうは書いていただいているんですけれども、役割というと義務ではないですよ。責任も何もないというか。ですので、もう少し強い文言でもいいのかなという気はしまして、義務はちょっと言い過ぎですので、責務であるとかそういった形で、ちょっと細かい話なんですけど、市民の皆さんの役割というか責務というか、そういったところもちょっとこの条文の中で、明確化というか、ちょっと一歩踏み込んだような形で提案できるといいかなというふうに思います。

○ 小林博次委員長

はい。

藤田委員の提案ですけれども、これは、基本条例上の文言の中で市民の役割と、こういうふうに規定づけがありますので、そういう条例に、上位条例にならった表現になっている。

いずれにしても、地震の場合は、自分の命は自分で守るというの、かなり強く前面に打ち出して、守るために何したらいいのというのを各自が考えるような、そういうニュアンスを含めた市民の役割、そういうことを想定している。

○ 藤田真信委員

ちょっと勉強不足で申しわけないんですけど、市民の役割というふうな形に明記しなきゃいけないという上位条例というのは、どの条例に当たるんです。

○ 小林博次委員長

市民自治基本条例——これは理念条例ですけど——の中に市民の役割、議員の役割が明記されている。

その用語上、こういう言葉を使うということで、言葉を合わせた。

○ 藤田真信委員

ごめんなさい。委員長に大変失礼かと思うんですけど、その市民自治基本条例ですよ、委員長がおっしゃっているのは。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 藤田真信委員

それ、今、見させていただいていると、市民の権利もありますけど、市民の責務というのものもある。

○ 小林博次委員長

責務。

○ 藤田真信委員

ですので、それを見てお話しをさせていただいているんですが。

○ 小林博次委員長

そのあたり、もう少し強めてということであれば、また、少し議論を深めて次に出させていたいただきたいと。

○ 樋口博己委員

私も藤田委員のご意見に賛成で、益城町が、町全体が被災されたということで、非常に行政が対策も不十分だったようなところがあったんですが、行政がなかなか動けない状況もありますので、まず市民がみずからの自助ということを非常に強くおっしゃってみえたと思いますので、それこそまずは3日間は自力で頑張ってくれというようなところも、そ

こまで具体的に書くかどうかは別として、そういう意識の中での藤田委員が言われる責務というニュアンスだと思いますので、私もその意見には賛成です。

○ 小林博次委員長

もう少し市民の役割を強めよと、こういう感じで、それでよろしいですかね。表現をちよっと工夫したいと思うんやけど。

Jアラート、鳴ったんか。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

どうでしょう、ここで10分ほど休憩させてもらって。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

こっちの時計で12分ぐらいで再開します。

じゃ、休憩、よろしく。

11:02 休憩

11:14 再開

○ 小林博次委員長

それでは、再開をさせていただきます。

休憩中の出来事については議題にいたしません、報告があれば、してください。

最後、後やな。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

はい、わかりました。

それでは、その次に進みたいと思います。ちょっと速度上げますが、前回の条文素案の修正がありますから、事務局から出してください。

それから、新しい条文素案の検討、これについても出してください。

○ 一海議会事務局主幹

議会事務局の一海でございます。

まず、前回の条文素案の修正ということで、資料のほう、お手元の紙資料、右上に(27) 緊急輸送の確保、提言ナンバー7とございます。こちらの資料をご覧くださいませでしょうか。

前回の委員会でのご議論を踏まえまして、正副委員長のほうでご検討いただき、2箇所のご修正をいただきました。修正箇所は着色させていただき、前回の記載内容の部分は、二重線で見え消しをしていただいております。

ページ、右側のほうをご覧ください。

まず、1点目のひし形の上のほうでございます。これ、第3項の関係で、緊急輸送のところで、避難するために車両を使うことがやむを得ない場合の解説の部分でございます。

前回の委員会の中で、医療従事者等の応急活動を行う際の自動車の使用についてお尋ねをいただいております。救援・救護が必要な場合の自動車の使用を解説に明記させていただく中で、文章全体を整理させていただきました。

それでは、修正後の内容を読み上げさせていただきます。

避難するためにやむを得ない場合とは、津波到達など災害の危険が差し迫るまでの時間、避難場所までの距離、要配慮者や救援・救護の必要な者の存在、避難路の状況等を踏まえて、自動車を使用して避難せざるを得ない場合をいいます、でございます。

次に、その下のひし形の部分でございます。

災害発生時に使用を控える自動車につきまして、軽自動車の分類はどこに分類されるのか、使用制限の対象かどうかというご質問をいただきました。

条文におきましては、県条例にも同様の規定がありまして、これに沿った形で使用を控える自動車を道路交通法第3条に規定する自動車のうち、大型自動二輪車と小型自動二輪車を除いた自動車としております。この条文の規定に基づきまして、使用を控える自動車

は、前回は大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車と列記しておりましたが、少し軽自動車の扱いがわかりにくくございましたもので、括弧書きで書かせていただいております。

ちょっと次の資料、参考資料がございますのでご覧いただけますでしょうか。

こちら、道路交通法施行規則の条文をつけさせていただいておりますけれども、中ほど、普通自動車の定義は、車体の大きさ等がほかの他のいずれにも該当しないものとしておりまして、軽自動車はこのほかのどれにも該当いたしませんので、道路交通法上は普通自動車に含まれるということになります。そのようなことで、解説のほうに括弧書きで入れさせていただきました。軽自動車、たくさん走っておる中で、市民の方にわかりやすくするというので、解説のほうに加えたということがございます。

引き続きまして、その次のA3の資料、右上に(10)津波対策、提言ナンバー2とございます。こちらの資料をご覧いただけますでしょうか。

こちらも前回の委員会でのご議論を踏まえまして1箇所の修正をさせていただいております。ページ右側、津波避難ビルの単位の記載につきまして、改めて確認をさせていただき、箇所が正しい表記であるということございましたので、そのように修正をいただいております。

条文素案の修正については、以上でございます。

○ 小林博次委員長

この二つについて、こういう確認でよろしいか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、そんなふうに、前回の続きとして確認をさせていただきます。

じゃ、その次、既存建築物の耐震化の推進。これは、七つの方策、提言をしました、その関連。それから、その次、先進技術等の導入及び活用、これも七つの方策に関する事項でございます。

事務局から説明やね。理事者のほうで説明してくれるの。

○ 伊藤建築指導課長

建築指導課、伊藤でございます。

まず、資料のほうなんですけれども、タブレットのほうにございます、タブレットのファイル、05都市整備部を開いていただけますでしょうか。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

よろしいか。

○ 伊藤建築指導課長

よろしいでしょうか。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 伊藤建築指導課長

05の都市整備部です。

(発言する者あり)

○ 伊藤建築指導課長

特別委員会のほうから入って。

○ 小林博次委員長

07の05。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

よろしい。

はい。説明ください。

○ 伊藤建築指導課長

よろしかったでしょうか。

私のほうからは、既存建築物の耐震化の推進について説明させていただきます。

資料のほう、四日市市建築物耐震改修促進計画から抜粋したものとなっております。

あと、建築物の耐震改修促進法の概要につきましては、国土交通省のホームページに掲載されている資料を使わせていただいております。

それでは、タブレットの21分の3ページをご覧ください。

まず、耐震化の状況としまして、四日市市における住宅の耐震化状況ですが、平成25年の住宅・土地統計調査をもとに算出した結果、平成25年度の耐震化率は83.9%となります。また、平成26年度末には84.5%——これ、推計値でございますが——と推計されております。耐震性のない建物は、まだ1万9000棟弱あると推計されております。

次のページ、21分の4ページをご覧ください。

市内の多数の者が利用する建築物、これは、耐震改修促進法で規定されている一定規模以上の特定の用途の建築物で、平成26年度末時点で1338棟あり、耐震化率は86.2%となっております。

その内訳としまして、県有建築物は100%の耐震化率、市有建築物は98.7%の耐震化率で、民間の耐震化率は82%となっております。

次に、少し飛びますが、タブレット21分の9ページをご覧ください。

よろしいでしょうか。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 伊藤建築指導課長

公共建築物の耐震化状況、これなんですけれども、まず、①としまして、市有建築物で非木造の200㎡を超えるもの、これは748棟あり、平成27年12月時点で耐震化率は98.8%となっております。

用途や重要度による分類の内訳は、この表13のとおり——中央の表ですね——で、この表の用途分類や重要度分類の内容は、ちょっとタブレット戻っていただいて、21分の7ページをご覧ください、21分の7ページの表11のとおりで、用途分類のAというのは、社会福祉施設や地域防災計画に指定されている避難施設等、地震発生後の応急救援活動を円滑に実施するための施設となっています。

用途分類Bは、A類以外の避難施設という位置づけになっています。

もう一度、タブレット、21分の9ページをご覧ください。

下のほうで、②公共建築物のうち県有建築物、こちらのほうですが、耐震化率は100%となっています。

次のページ、21分の10ページをご覧ください。

耐震化促進の啓発の状況ですが、(2)住宅の耐震化の促進としまして、建築指導課で建築相談窓口を設置しているほか、建築士事務所協会の協力のもと、月2回の建築一般相談を開催して、情報提供や相談を承っておるといような状況です。

次のページ、21分の11ページですが、上のほう、②住宅団地に耐震診断の普及ということで、住宅団地の戸別訪問を行って普及、啓発を市民に直接働きかけているというような取り組みを行っています。

次に、③ですが、市の広報やホームページで情報提供するとともに、ラジオなど——FMよっかいちなんですけれども——のマスメディアも活用して啓発をしています。

そのほか、タブレットの次のページ、21分の12ページですが、防災教育や自治会を通じた啓発も行っています。

少し飛んで、タブレット21分の17ページから19ページなんですけれども、21分の17ページからです。

こちらは、耐震に係る補助メニューを一覧で示してございます。木造住宅の耐震関係や、最近ですと、21分の19ページの一番下の部分ですけれども、耐震診断の義務化されている沿道建築物の耐震補助、このようなメニューが一覧で示してございます。

最後に、タブレットのほう、21分の20ページ、ちょっと横のほうになりますけれども、建築物の耐震改修の促進に関する法律、これは通称、耐震改修促進法と言っているんですけれども、こちらの概要ですが、国土交通省の資料で引用させてもらっています。

この法は、平成25年に一部改正しておりまして、その改正点が、ちょっと見にくいですが、けれども赤の太字で囲まれている部分が改正点でございます。

主な改正内容は、規制措置としまして、住宅や小規模建築物など、全ての既存耐震不適格建築物に対し指導、助言の対象となりました。

また、不特定多数の者が利用する大規模建築物等や緊急輸送道路など、県や市が指定する避難路沿道建築物など、耐震改修促進計画に位置づけたものは、耐震診断が義務づけられ、診断結果を行政庁に報告し、その結果を公表するという事になったことが大きな改正点でございます。

説明は以上でございます。

○ 小林博次委員長

はい、ありがとうございます。

○ 一海議会事務局主幹

お手元、A3の資料、紙でご用意してございます。右上に(13)既存建築物の耐震化の推進、提言ナンバー5とございます資料をご覧くださいませでしょうか。お手元、紙でございます。

右上、(13)でございます。

よろしいでしょうか。

市長への政策提言の中で5番目の項目として、住宅耐震化対策の未実施世帯への個別啓発がございました。本条文は、これに係る規定の案として、正副委員長のほうでご準備いただいております。

災害予防対策、既存建築物の耐震化の推進、読み上げさせていただきます。

条文のほう、括弧書きでございます。

昭和56年5月31日以前に建築し、または、工事に着手した建築物（以下「既存建築物」という。）の所有者は、地震による当該既存建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。）を行い、当該耐震診断の結果に応じた耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替、もしくは一部の除却または敷地の整備をすることをいう。）その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2項、市は、県、建築関係事業者の団体等と連携して、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する実態を把握した上で、耐震診断及び耐震改修が実施されていない既

存建築物の所有者に対して、耐震化の重要性及び必要性をわかりやすく啓発するとともに、相談体制の整備その他必要な支援を講ずるものとする。

第3項、建築物の所有者は、地震に対する安全性を確保するため、家具等の転倒、窓ガラスの飛散等による被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

用語。倒壊等とは、倒壊のほか、全壊、半壊、外壁材の落下などの一部損壊をいいます。建築関係事業者の団体とは、建築士、建築に関するNPO法人等の団体をいいます。

解説、第1項関係。

平成28年4月に発生した熊本地震の国の被害調査によると、昭和56年5月以前に建築された木造の既存建築物（いわゆる旧耐震基準）に倒壊等の被害の多くが集中しており、昭和56年6月以降の木造建築物（いわゆる新耐震基準）と比べ、3倍以上の倒壊率であったこと、とりわけ、戸建て住宅やアパート等に大きな被害が発生したことが報告されています。

また、四日市市地域防災計画では、今後30年以内に70%程度の確率で発生する南海トラフ地震（理論上最大クラス）による被害について、建物倒壊が揺れで約1万9000棟、液状化で約900棟、また、死者が約1000人と試算しています。

四日市市建築物耐震改修促進計画に記載されているとおり、本市において、延べ面積が200㎡を超える公共建築物については、ほぼ耐震化が済んでいる（耐震化率：市所有98.8%、県所有100%〈平成27年12月末時点〉）ものの、住宅（戸建て、アパート等）に関しては、平成26年度末時点の推計で、耐震性のない住宅が1万8913戸（市全体の住宅戸数の約15.5%）とまだまだ多く存在することから、戸建てやアパート等を中心として、耐震化のより一層の推進と対策の強化が必要です。

これらの数字からわかるように、既存建築物の耐震化を積極的に推進し、地震による倒壊等を防ぐことは、何よりもまず市民の命を守り、被害を最小化するために重要かつ効果的な防災・減災対策であるため、本項において、昭和56年5月31日以前に建築し、または工事に着手した既存建築物の所有者が、地震による既存建築物の倒壊等を未然に防止するため、みずからが主体となって、耐震診断、耐震診断の結果に応じた耐震改修その他適切な措置を行うように努めることを規定しました。

その他、適切な措置には、既存建築物の除却、液状化対策、耐震シェルターの設置などがあります。既存建築物の状況や立地条件、居住者の世帯状況等に応じて建築物の倒壊等を未然に防ぐための対策を幅広く所有者に求めていくこととします。

第2項関係。

本項では、本市が県や建築関係事業者の団体等と連携して、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する実態を的確に把握した上で、耐震診断及び耐震改修が実施されていない既存建築物の所有者に対して、耐震化（第1項に定める耐震診断・耐震改修とその他適切な措置も含めた耐震対策）の重要性及び必要性をわかりやすく啓発することを規定しました。特に、被害が想定される、旧耐震基準の木造住宅の所有者で耐震診断等が未実施の世帯に対しては、耐震補強等を行わない場合の危険性や行った場合の効果など客観的な数字等を示したパンフレット等を作成した上で戸別啓発を進める必要があります。

また、本市が耐震化に関する相談体制を整備して、市民に積極的に情報を発信したり、耐震診断、耐震改修等に係る補助制度をわかりやすく周知するなど必要な支援を行うことを規定しました。

第3項関係。

四日市市地域防災計画では、南海トラフ地震（理論上最大クラス）での建物倒壊による死者数約1000人のうちの約60人が屋内での家具等の転倒や移動によるものと想定しており、実際に、平成7年の阪神・淡路大震災では、家具等の転倒等により多くの人的被害が発生したことが報告されています。

これを踏まえ、建築物の所有者は、みずからが地震に対する安全性を確保するため、背の高いタンス等の家具、冷蔵庫・大型テレビ等の電化製品を固定するなどして転倒を防ぐとともに、窓ガラスの飛散、門や塀などの外構の転倒等による被害を防ぐなど平常時から対策を行うように努めていくことを本項で規定しました。

そのほか、三重県条例、あと、その他の自治体の事例を参考に掲載させていただいておりますので、ご参考としてください。

○ 小林博次委員長

いいですか。はい。

続けて、先進技術等の導入及び活用、これを。

○ 坂倉消防長

消防本部の坂倉でございます。よろしくお願いたします。

また、タブレットに一度お戻りいただきますでしょうか。

タブレット、07消防本部、先ほど、都市整備部から二つ飛んで消防本部を開いていただきますと、消防ロボットの評価試験への協力についてということで、2枚の資料でございます。その2分の2を見ていただけますでしょうか。

よろしいでしょうか。資料は1枚ものでございます。

議員政策研究会の提言の中にも小型の航空機の導入ということがございまして、既に8月定例会月議会での荻須副委員長の質問ときにも答弁をさせていただいておりますけれども、コンビナートのこの消防ロボット、これ、国がいろいろと開発をしていっております。平成26年度から進めてございまして、2番を見ていただくと、平成31年度には配備をすることということで、平成29年度、今回静岡市消防局と四日市の消防本部で実証テストを行いました。私どもは8月上旬から約2カ月半程度で、10月4日までさせていただきまして、この消防ロボット、まず、写真を見ていただくと、1番、これが小型のドローンというか、どちらかというと中型でございます。大きさは、羽を全部広げると2.5mの大きさがございまして、重さは70kgでございます。これ、実はエンジンじゃなくて電気で、やっぱりモーターで飛ぶわけでございます。これを上空に飛ばしてタンクの状態なんかを見ると。実は、この10月4日でございますけれども、かなり強風、10mぐらい吹いておりましたけれども、しっかり飛ぶことができました。今、ちょっといわゆる小型のドローン、風に弱いというようなこともございますけれども、しっかり飛ぶことができたんですけれども、実は、タンクヤードの中は風が舞ったりするので、かなりパイロットが苦勞したと、そういういろんなデータ取りをさせていただきまして国が持ち帰ったということでございます。

それから、2番、走行型。これは、地上を自動で走っていきます。これ、大きさは、大体1m角の大きさだと思っただけであればいいかと思っておりますけれども、いわゆるいろんな距離を測るセンサーなんかがついていて、道路で障害物を自分で認識して走っていきます。実際に走るんですけれども、人が歩くぐらいのスピードでございまして、やっぱり災害のときに私どもプロから見ると、もう少しスピードを早めなくちゃいけないんじゃないかとか、いろんなことを言わせていただきました。

それから、3番、実は最終的には災害の情報を上空と地上から監視をしても、それをどうやって、人が近づければ消防車を近づけて打てばいいんですけれども、打てないときの放水砲ロボットとホース延長ロボット、これ、2組です。大きさはさっきのロボットの倍、2m角の大きさだ。だから、人の大きさよりちょっと大きいぐらいのものが走っていくというようなことでもございますけど、これで実際に水を打ちました。これ、4000l打てる

んですけれども、私ども、いわゆるドラゴンハイパー・コマンドユニット、これが一つの消防車で4000 1 打てる仕組みになっています。実際に能力としては8000 1 まで打てる砲をつけておるんですけれども、それから送り込んで打って、打っておる状況を上空の飛行機で見ると、そういうようなことをやりながらいろんなデータ取りをして国に持ち帰っておるというような状況でございます。

これ、来年度、国がいろいろとまた検証をしたり、また、地元の消防本部などの意見なんかを参考にして改良を加えていって、平成31年度に国は、これ、ドラゴンハイパー・コマンドユニット、全国12箇所に配備——今、実際には6カ所しか配備していないんですけれども——をする予定でございまして、その資機材として配備するということで、四日市にもこのロボット、もっと高度化したものを平成31年度以降に四日市に配備されるというようなことで消防本部として取り組んでおるという内容で、少しこれはご報告という形でこの委員会で資料を提出させていただきました。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

はい、ありがとうございます。

○ 一海議会事務局主幹

お手元A 3、これも紙の資料でございます。右上に、(15) 先進技術等の導入及び活用、提言ナンバー6とございます資料をご覧くださいませでしょうか。

こちら、市長への政策提言の中で、6番目の項目として小型無人機ドローンを活用した被災状況の把握がございました。

本条文は、これに関係する規定の案としてご準備いただいております。

読み上げさせていただきます。

災害予防対策。

先進技術等の導入及び活用。

第1項、市は、災害への対応力の向上を図るため、災害対策における先進的な技術及び装置を積極的に導入するとともに、当該技術及び装置の導入に当たっては、実践的な防災訓練等を通じて、効果的な活用の推進に努めるものとする。

第2項、市は、前項に規定する導入及び活用の推進を図るため、国、県、事業者、大学

等研究機関、市民等と連携し、情報の収集、調査及び研究を行うよう努めるものとする。

解説。

第1項関係。

いつ起きるかわからない、あらゆる災害に対応するためには、いざ災害が発生した場合において、発生状況や被災状況を的確かつ迅速に把握した上で、その後の適切な災害対応を図っていく必要があります。しかし、災害応急活動を行おうとしても、道路や橋梁が寸断されていたり、大規模な火災の発生や土砂崩れの危険性があることによって、災害現場に人が立ち入ることができない事態も想定されます。

本市が、災害から市民の命や財産を守り、被害を最小化させるためには、平常時からあらゆる事態を想定して災害対応を準備し、複数の選択肢の中から、より効果的な手法を選択して災害応急対策を進めていく必要があります。

近年では、機械、情報通信（ICT）、人工知能（AI）等に関する技術の進歩や、それらの技術革新を支える情報システム、機器等の研究開発の進歩が著しく、これら先進的な技術や装置を導入、活用することにより、災害対応における現状の課題を解決できる領域が広がることから、今後の災害対策における先進的な技術等の導入・活用はますます重要になります。例えば、本市の特色の一つである石油コンビナートで大規模火災が発生した場合においては、熱や危険物の関係で人が近づけない現場で情報収集活動が可能な小型無人機（ドローン）の活用が大いに期待されます。ドローンは、地震や津波、浸水などの災害時においても、被災現場の情報収集はもちろん、道路や橋脚などの被害状況の把握、飲料水や医薬品等の物資の輸送など、今後より一層活用の幅が広がることが期待されており、全国的にも、行政、民間企業問わず多くの実証実験が行われているところです。

本市が、災害対応力にすぐれたまちづくりを進めるためにも、災害対策におけるこれらの先進的な技術及び装置の積極的な導入を積極的に進めるとともに、より実践的な防災訓練等を通じて効果的な活用の推進を図ることが必要であることから、本項を規定しました。

第2項関係。

第1項に規定する先進的な技術及び装置の導入や活用を図るためには、本市が国や県、事業者、大学等の研究機関、市民等と十分に連携しながら情報の収集や調査、研究を行っていくことが大変重要です。関係者それぞれの技術や知識、知恵を生かして災害対策における新たな技術や装置を活用した取り組みを推進していく必要があるため、本項を規定しました。なお、新たな取り組みの推進に当たっては、マニュアルの作成や一定のルールづ

くりも必要となるため、本市を含めた関係者が連携して情報共有や知識・技能の習得に取り組んでいくこととします。

その他、他市の事例、災害対策基本法の関係部分でございます。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、今の説明に対して、何かご質問があれば。

○ 山口智也委員

先ほど、藤田委員が自助が一番大事だというお話をされて、そのとおりでして、やはり、その一番の守るものというのは、やっぱり住んでいる自宅やと思うんです。なので、そのまず最初のほうの既存建築物の耐震化の推進というところの第2項のところ、先ほども説明がありましたけれども、市は、その耐震化をしっかりと市民に対して啓発をしていくという部分なんですけれども、先ほど建築指導課の伊藤課長のほうからご説明があった資料の21分の1ページに、実際にやはり直接訪問、戸別訪問して啓発をしていくのが非常に有効であると。今、大型の住宅団地ですとか臨海部分の密集地域については戸別訪問を行っているということなんですけれども、それだけではやはり不十分で、何年かかっても計画的に全市的にそれを実施していくということが重要かと思うんですけれども、前にも聞いたかもわかりませんが、そのあたりの今後の考え方というのを確認させていただきたいと思います。

○ 伊藤建築指導課長

山口委員のほうからは、住宅の耐震化に向けた啓発について今後の考え方ということでご質問いただきました。

現在、取り組んでいるのは、先ほども説明させていただいたとおり、住宅団地を中心に戸別訪問を行ってということで取り組んでいるんです。

今後は、建築物耐震改修促進計画のほうにも示させていただいているとおり、木造住宅が多い、密集している臨海部など、そういったところも進めていこうということで。

ただ、何分市内にはまだ1万9000棟弱の耐震化されていない木造住宅があるというところ

ろで、戸別訪問というと当然人海戦術ということもありますので、そこら辺は計画的に進めているという状況で、いわゆる山側の集落のまばらな地域というのは、どうしてもちょっと後送りにはなるものも、密集した部分、危険度の高いエリアを中心に啓発に入っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 山口智也委員

もう質問はしないんですけれども、やはりそれはやっていくということを明確にしていけないかと思うんです。人海戦術、1万棟以上あるということなので、それはだから市役所だけで対応しようと思うと無理な話なので、それはもう関係団体、民間企業も巻き込んで協力してやっていくということであれば、やはりそれは3年かかろうと4年かかろうとできないことはない話なので、そこら辺の考え方を役所がしっかり持っていただければいい話やと思いますので、なので、この条例でいいますと、第2項にその耐震化の重要性及び必要性をわかりやすく啓発するとともにという文言がありますけれども、ここ、わかりやすくというのはもう当たり前の話なんで、例えば、そこを全市的にとか、それを計画的にということ修正していくとかという部分は、自分としてはそういうふうにしていただきたいという思いはありますけれども、そこら辺は全体でまた委員長のほうにご判断いただければと思います。

○ 伊藤建築指導課長

済みません、先ほどの説明の中で、若干ちょっと漏れていた部分もあるんですけれども、過去には危機管理室のほうで全市的に無料耐震診断の働きかけということで、全市的に回った経緯もございます。その中で、まだまだ進んでいないというところもありまして、今現在、改めて団地訪問という形でとらせてもらっています。

それと、市の職員だけではなかなか、先ほども言われたようにマンパワーが必要ということもありまして、現在、木造住宅耐震促進協議会の団体の方々と協力して回っているという状況でございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員

もう確認ですけど、そうすると、全市的にやっていくということを明確にしているということですか。

○ 伊藤建築指導課長

はい、そうでございます。改めて再度、前に一旦全市的にやったんですけれども、改めてまだ多い木造住宅、耐震化されていない木造住宅が多い地域を中心にやっていくという取り組みでございます。

○ 山口智也委員

そういうことであれば、この条文、本文はいいと思いますけれども、細かい説明の部分とかでしっかり全市的に取り組んでいくというところをエッセンスを入れていただければと思いますけど。

○ 小林博次委員長

はい、いよいよ市民の役割でなくて責務やな。

○ 伊藤嗣也委員

同じく既存建築物でちょっと確認したいんですが、住んでいない空き家、既存の建築物で。非常に老朽化しておって、もう傾いている家もある。瓦、落ちそうやとか、そういう建物には当然所有者はおられると思うんですが、今、これでは住んでおられる方に対して積極的な働きかけをしていく。だけれども住んでいない、そういうケースも多々あると思うんですが、そこら辺の考え方はどうなんでしょうか。

○ 伊藤建築指導課長

空き家に対してということでご質問いただきましたが、空き家条例を制定する際にも、市内全域に自治会さんの協力のもとアンケートを実施して空き家がどれだけあるか、なおかつ、個別に自治会さんに場所を教えていただくなりして空き家の場所のほうもある程度特定はできております。

その中で、老朽化したものについては所有者を調査し、所有者さんが亡くなっている場合も含めて、法定相続人等調査した上で、そういった方々に対して適正な管理を促すよう

な文書を送付しております。

その中で、もちろん、耐震性が劣っている、いわゆる建築年度から推定して耐震性が低い建物が多々あります。そういった方にはこちらで今やっております木造住宅の耐震補助の制度等も案内を同封した上で、そういったことでも啓発をさせていただいております。

なかなか空き家に耐震化となると、先ほども委員がおっしゃられたように、本当に老朽化したものに、じゃ、何で耐震化というようなお話もありますので、木造住宅の耐震性がひどくて耐震化するにも非常にお金がかかってしまうような場合ですと、除却することも一つの耐震化という考え方をしておりまして、そういった除却も補助の制度がございますので、そういった除却の補助の制度も案内しながら、安全確保、危険回避に向けて啓発をしているところでございます。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員

はい、ありがとうございます。

理解できたんですが、その辺ここに全然入っていないんですけど、委員長、少し織り込んでいただいたほうがいいかと。

○ 小林博次委員長

解説の中でよろしいかな。

○ 伊藤嗣也委員

そうですね。はい、よろしく申し上げます。

○ 小林博次委員長

それと、空き家の実態調査があるので、それ、また資料で出していただけますか。

○ 伊藤建築指導課長

実態調査、これまで取り組んで把握している分ということでよろしかったでしょうか。

○ 小林博次委員長

そうです、そうです。

○ 伊藤建築指導課長

はい、じゃ、また後日提出させて……。

○ 小林博次委員長

危険って評価されたんが400棟ぐらいあったと思うんやけど、その中で持ち主のようわからんなどというのが、あるのかないのか。その辺がもしわかれば、資料としてくっつけておいてください。

○ 伊藤建築指導課長

はい、それも含めて。

ただ、済みません、建築指導課として把握している空き家というのが、建築に関連した不具合のものというところになりますので、例えば、空き家にはなっておるもののまだ何ら健全な建物というものは、なかなかそのリストの中には入っていないというものもありますので、定義として、どういったものの空き家ということで、また、資料のほう、提出させていただきます。

○ 小林博次委員長

わかりました。次回出してください。

○ 伊藤建築指導課長

はい。

○ 小林博次委員長

それと、意見としていただいたのは、次回、整理させてもらって、条文整理、それから、この用語の整理、解説の中でうたっていけるようなそういうことで次回また修正提案させていただきたいと、こんなふうに思います。そこでまたご論議ください。

この第1項、第2項、これで、ここのところで。

○ 加納康樹委員

じゃ、済みません。私も既存建築物の耐震化の推進のところちょっと疑問というのかははっきりしてほしいなと思うところがありまして、その中の所有者という表現が曖昧というのか、もうちょっと丁寧であっていいのかなと思って発言をさせてもらっています。

というのは、この文だけ素人的に読むと、建築物の所有者が家具の転倒防止をしなさいというのと、じゃ、賃借人はしなくていいのって素人的にはそう思っちゃうんですけど、そんなわけはないのかなと思いつつ、でも、もしかしたら法的には所有者というのは賃借人を含むのかとか、その辺はどういうふうになっているのかまず教えてほしいんですけど。

こっちじゃないですか。

○ 小林博次委員長

こっち。

○ 渡部議会事務局課付主幹兼調査法制係長

失礼します。調査法制係の渡部でございます。

先ほどのご指摘のとおり、建築物の所有者はという定義にいたしますと、ご指摘のとおり賃借人は含まれないこととなります。

したがいまして、ちょっと文言、よろしければ、ちょっとまた正副委員長のほうでご検討いただいた上でまた精査いただければと思います。

私からは以上です。

○ 加納康樹委員

ということで、家具の転倒防止は所有者さんの責任とはとても思えないので、それが誤解を招かないような表現でぜひお願いいたします。

○ 小林博次委員長

はい、整理します。

とりあえずこんなところできょうの論議はよろしいですか。

じゃ、次回、提案されたところ、修正案を示させていただきます。

それから、その次の項に移りますが、次は条文素案の検討で、次回の中でやるのは避難

訓練等の実施、それから自主防災活動の推進、これは、七つの方策提言の中に入っているものを次の委員会で審査いただく、こんなことで進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

事務局、何かあったか。なかったか。

○ 一海議会事務局主幹

執行部さんから現状で……。

○ 小林博次委員長

余り聞くと、時間がないでな。

それじゃ、現状の取り組み、ちょっと説明いただけますか。

○ 蒔田危機管理室長

危機管理室、蒔田でございます。

お手元タブレットの、今度、ナンバー9となります。ナンバー9の危機管理監をおあげいただきたいと思います。

こちらに、先ほど委員長おっしゃって見えまして避難訓練等の実施、自主防災活動の推進というような資料を作成してまいりました。合計12ページとなりますので、順に簡単に触れさせていただきたいと思います。

まず、表紙の次の2ページになりますけれども、目次といたしまして五つ、自主防災組織の結成の状況、次は、地区防災組織の活動の状況、3番目、いわゆる補助制度の部分、4番目も補助制度の次は上限額の部分、それと最後に、市民総ぐるみの訓練ということで、今回資料を作成してまいりました。

順に進んでまいりたいと思います。

もう一ページ送っていただきまして、12分の3ページになります。

自主防災組織の結成状況ですが、合計欄のみ触れさせていただきます。自治会数が714、世帯数は12万5032で、結成率といたしましては、自治会のほうで677ありますので、合計が95.47%になっております。未結成の自治会数については37と。

続いて、次の12分の4と12分の5ページ、同じ資料ですので合わせてまいりたいと思います。

これは、先ほども冒頭のほうでご質問がございました避難所運営の訓練とか、いろいろ地区の防災組織では訓練メニューをかなり工夫されて実施されておりますので、災害対策本部の運営であるとか避難所運営等を各項目について丸印等で記載させていただいております。共同から大谷台まで、各エリアについてまとめてございます。

続いて、少しまた飛びますけれども、12分の6ページへ参りたいと思います。

12分の6ページでは自主防災活動に対する補助の制度ということで、上段のほうには、自主防災組織を設置、いわゆる結成していただいたときの補助ということで、15万円上限の1回限りというのが記載させていただいております。通常ですと、各地区のほう、防災のほうではもう活動に入っておりますので、毎年度活動補助金として、補助率のあたりを見ていただきますと、ソフト事業については100%、ハード事業については50%の補助を実施しております。

引き続き、次のページ、12分の7へお進みをいただきたいと思います。

先ほど申し上げました各地区の防災組織の活動補助金の上限額ということで、今年度分をお示しさせていただいております。合計をいたしますと2830万円というふうな金額となります。

続いて、もう一枚進んでいただきまして、12分の8ページとなります。

こちらからは、今年度、9月10日に川島地区にお世話になりまして実施をいたしました市民総ぐるみの訓練の内容を記載してございますので、こちらは、もうこの記載にとどめさせていただいて、説明は省略をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

はい、ありがとうございます。

何か質問はありますか。

(なし)

○ 小林博次委員長

はい、ありがとうございます。

またあれば、次回以降でお願いします。

それでは、その次の項に移りたいと思いますが、その次は、日程です。

次回は、12月21日午後1時半か22日の午前10時。

まず、21日の午後1時半、都合の悪い方。

(なし)

○ 小林博次委員長

よろしいか。そうしたら、第8回は、12月21日午後1時半からにさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

[次回日程は12月21日と決定する。]

○ 小林博次委員長

それから、12月5日に自治会連合会の役員との意見交換会があります。防災がテーマになっておるんですが、この中身をというふうに当初予想したんですけれども、途中経過で出すのは余りよくないやろうと。だから、参加される方は、それぞれ自分の考え方で臨まれるといいのかなと、こんなことだけ確認しておきます。

それでは、きょうはどうもありがとうございました。

まだ、ある。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

まだあるのか。

(「Jアラート」と呼ぶ者あり)

○ 小林博次委員長

Jアラート。

○ 山下危機管理監

済みません。先ほどJアラートの訓練をさせていただいて庁内も鳴るといって申し上げたところの今の状況を、どういう状況だったかというのをちょっと室長のほうから説明させていただきますので、済みません、よろしくお願いします。

○ 蒔田危機管理室長

本日、午前11時1分に国のほうからJアラートのテスト放送文面が参りまして、実際のところ、結果といたしますと、市内全域の屋外の拡声子局、いわゆるスピーカーからは全て放送されております。

ただし、先ほど危機管理監が申し上げましたように、今回の訓練のための設定の中でちょっとミスがありまして、本市役所の庁舎内への放送の流し込みができなかったと。この庁舎の屋上にあるスピーカーでは鳴っていましたので、そういうことになっております。

特段異常はないんですけれども、こちらのほうのテストのための設定にミスがあったということがわかりましたので、ご報告をさせていただきながら、おわびを申し上げたいと思います。申しわけありませんでした。

○ 山下危機管理監

済みません、先ほどのことをごさいます。最近、多いものですから、大変申しわけございませぬ。本当に気を引き締めて室員に指導してまいりたいと思っておりますので、どうも申しわけございませぬでした。

○ 小林博次委員長

休憩時間中のことについては、関知しない。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

じゃ、ありがとうございます。

終わります。

1 2 : 0 3 閉議